

意見書案 第 号

新型コロナウイルス感染症の一層の感染拡大防止対策 及び経済活動・国民生活支援の充実強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が全国的に解除されたが、再度の感染拡大への懸念は依然として強く、国民生活に大きな影を落としている。また、経済活動への影響も著しく、失業や雇い止めが急速に広がっている。

今後も国民の社会的不安を払拭し、命と暮らしを守り、国民の安全・安心を将来に渡って確保するためには、医療体制の充実・強化や抜本的な感染拡大防止対策の実施に加え、事業継続、雇用の確保や国民生活への支援等を担保する対策の充実・強化が必要である。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症の一層の感染拡大防止対策と国民生活・経済活動支援の充実強化を図るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 抜本的な感染拡大防止対策と「新しい生活様式」の実現

今後の感染拡大を見据えた危機管理体制の確立をはじめ、抜本的な感染拡大防止対策の展開を図るとともに、「新しい生活様式」の実現に向け生じる課題を整理し、積極的な対策を講ずること。

2 地域の通常医療を担う診療所・病院等への支援

新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に対応するためにも地域医療機関の体力保持が必要であることから、患者が院内感染を警戒し通院や入院を回避した地域の通常医療を担う診療所・病院等の医療機関が継続できるよう支援すること。

3 事業継続に向けた支援の充実

- (1) 持続化給付金及び家賃支援給付金について、支援速度を引き上げること。
- (2) 家賃支援給付金については、支給対象者について不公平感のない制度とすること。

4 業績悪化に伴う解雇、雇い止めへの対策

新型コロナウイルス感染拡大による業績悪化での解雇、雇い止めを防止する対策を講ずるとともに、解雇、雇い止めにあった労働者を雇用する場合、研修に係る費用の一部助成等の制度を充実させるなど、雇用を創出しやすい環境を整えること。

座長集約案

- 5 子どもたちの学びを保障するオンライン学習に関する経済的負担の軽減
学校設置者の違いや小中学校・高等学校・支援学校の違いなく、全ての子ども
の学びを保障するため、オンライン学習等に必要なインターネット通信
費など、子育て世帯の経済的負担を軽減する施策、または、それを補うため
の更なる支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
経済再生担当大臣

様

兵庫県議会議長 長岡 壯 壽

意見書案 第 号

地方衛生研究所の機能強化を求める意見書

地方衛生研究所は、厚生労働省が示す設置要綱に基づいて都道府県又は指定都市等が設置する機関であり、衛生行政の科学的かつ技術的中核機関として、地域の公衆衛生の向上に重要な役割を果たしてきた。しかしながら、1994年に保健所法が地域保健法に改められた際、それまで国が一定程度補助していた予算が首長の裁量に委ねられることとなり、地方における行財政構造改革等の影響から大幅な人員・予算の削減が進んだ。

こういった中、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国は全国の地方衛生研究所をはじめ、民間検査会社を活用してPCR検査の体制の拡充を図っているが、今後予想される新たな感染拡大に備えた体制が十分に整備されているとは言い難い状況である。また、都道府県等によって人口当たりの職員数はもとより、検査能力にも大きな地域格差が生じており、地方衛生研究所の機能や体制等の強化が急務となっている。

よって、国におかれては、地方衛生研究所の法的な位置づけを明確にするとともに、短期及び中長期的な視点から地方衛生研究所の機能や体制を強化するため、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 現行の地域保健法等に、地方衛生研究所の役割を明記し、国と地方それぞれの責務を明確にすること。
- 2 地方衛生研究所がその責務を十分に果たすことができるよう、必要な検査機器や試薬等の確保、検体の運搬をはじめ、必要な予算や人員確保に向けた支援を充実させること。
- 3 感染症発生時に正確な検査を行うことができる人材の育成に対する支援を充実させるとともに、感染症（ウイルス学、細菌学等）を究める研究者の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
法務大臣
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 長岡 壯 壽

意見書 第 号

自衛隊病院の空床の活用を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染爆発、それによる医療崩壊が危惧されたが、緊急事態宣言を受けての外出自粛等への国民の協力、医療関係者の懸命の努力によって、当面その危機を回避することが可能となった。

今回のような緊急事態に対応するためには、病床の余裕や資機材の備蓄、医療関係者の訓練等の平常時の備えが重要であることが再認識されることになったが、一方で経営を圧迫するため、公立・民間を問わず通常の医療機関は対応がなかなか難しい。

東京に中央病院、全国に15の地区病院がある自衛隊病院は、一般病院で2割程度とされる空床率が約7割と言われている。平常時の空床率自体は問題ないものの、緊急事態への対応という自衛隊本来の目的に合致することを考慮すれば、今回の感染症拡大のようなときには有効活用されてしかるべきである。

よって、国におかれては、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症再拡大の際には全国の自衛隊病院の空床を「重症化病床」として活用すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症収束後においても、自衛隊病院の空床を感染症や災害等の緊急事態時には有効に活用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
厚生労働大臣
防衛大臣

} 様

兵庫県議会議長 長岡 壯 壽

意見書案 第 号

災害時における避難所等の感染症対策の充実を求める意見書

近年、局地的豪雨や巨大台風をはじめ、毎年のように大規模な災害が発生し、少なからぬ数の住民が避難所生活を余儀なくされている。また今後 30 年以内におけるM8～M9クラスの南海トラフ地震の発生確率は、70%～80%とされ、地震が発生した場合、多くの避難者が発生することが想定されている。

そうした中、今回の新型コロナウイルスの感染拡大の局面では、大規模災害時の避難所対策の強化は喫緊の課題であり、早急に体制整備を図ることが求められている。

兵庫県では6月1日に「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を策定、避難所運営に当たる自治体向けのチェックリストを公表し、衛生用品の調達から避難所閉鎖時の対応までをまとめ、またクラスターの発生を防ぐ避難所運営体制を構築すべきとしている。具体的には、用意する衛生用品の種類をはじめ、密閉・密集・密接の「3密」や感染者との接触を防ぐ避難所の区域分けの仕方、症状のある避難者との接し方、業務に当たった職員の相談体制の構築を確認事項として列挙している。さらに、住民に対し感染を恐れて避難をためらわないよう「避難最優先」を呼びかけることや、濃厚接触者を追跡可能にするため避難者名簿に避難者の連絡先を記録すること、感染が確認されて自宅で療養中の住民の避難先として、ホテルや旅館などを確保しておくことも挙げている。

一方、国は4月、新型コロナ禍で災害が起きた場合、通常より多くの避難所を開くよう都道府県等に通知し、また感染者は「一般の避難所に滞在することは適当ではない」とした。

このような中、避難所等における感染症関係物資・設備の感染症対策は都道府県によってばらつきがあり、十分とはいえない。

よって、国におかれては、新型コロナウイルスによる集団感染予防を想定し避難所等の感染症対策に対する予算措置など、更なる支援に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 長岡 壯 壽